損害賠償等請求事件判示事項　140

作成者　齋藤孝恵（弁理士）

事件番号	平成30年（ワ）第2439号	言渡日	令和元年11月14日
事件名	損害賠償等請求事件		
裁判所	大阪地方裁判所第21民事部		
原告	株式会社丸善	訴訟代理人弁護士	森本　純　外1名
被告	株式会社静岡産業社 株式会社ヨコタ東北	訴訟代理人弁護士	大澤恒夫 後藤邦春　外1名
意匠に係る物品	食品包装用容器		
関連条文	意匠法39条1項、民法709条、及び民法719条1項前段		
主文	1　被告らは、原告に対し、連帯して、5888万7589円及びこれに対する平成30年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 2　原告のその余の請求をいずれも棄却する。 3　訴訟費用はこれを4分し、その1を原告の、その余を被告らの連帯負担とする。 4　この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。		
判決要旨	**1　争点（1）本件意匠と被告製品との類否** 本件意匠と被告意匠との差異点は、いずれも要部に関するものではあるが、その差異が共通点を凌駕するものではなく、本件意匠と被告意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであり、美感を共通にするというべきであるから、被告意匠は、本件意匠に類似すると認められる。 **2　争点（2）無効の抗弁** 本件意匠権に、意匠法3条1項の無効理由があるとは認められない。 本件意匠権に、意匠法3条2項の無効理由があるとは認められない。 **3　争点（7）損害の発生及びその額** 被告意匠は、被告製品において、需要者の注意を引き、美感に訴えるという点で、最も重要な位置を占めているというべきであり、被告意匠としての面積比が製品全体に対して約50%であるからといって、寄与度を50%としたり、50%の推定覆滅を認めるべきことにはならない。 被告静岡産業社は、原告が被告製品の納入に気が付きながら放置したことにより、原告の主張する損害を拡大させたとして、過失相殺の主張をするが、前記のとおり、原告において被告らが本件意匠権を侵害していることを知りながらそれを放置したとは認められないので、被告静岡産業社の上記主張には理由がない。		

事案の概要

本件は、「食品包装用容器」の意匠権を有する原告が、登録意匠について、被告らが、これと類似する意匠を用いて別紙被告意匠説明書記載の焼売用容器を製造・販売したとして、

意匠権侵害に基づく意匠法39条1項、民法709条による損害賠償、及び原告製品の値下げを理由とする民法709条に基づく損害賠償として、計7217万6858円及びこれに対する民法所定の遅延損害金（不法行為の後の日である平成30年3月30日を起算日とする。）について、民法719条1項前段により、被告らに連帯支払を求めたものである。

また、原告は、被告静岡産業社に対し、売買契約に基づく未払代金請求として、394万1568円及びこれに対する民法所定の遅延損害金（本件訴状の送達による催告の日の翌日である平成30年3月30日を起算日とする。）の支払を求めた。

1．前提事実

（1）当事者等

被告ヨコタ東北と被告静岡産業社は、被告ヨコタ東北が被告製品を製造して被告静岡産業社に販売し、被告静岡産業社がそれを需要者である浪漫亭に販売したという関係である。

（2）原告製品の浪漫亭への納入の経緯等

原告は、平成19年2月ころから、本件意匠に類似する意匠を備えた焼売用容器を製造し、これを浪漫亭に対し販売してきた。原告は、浪漫亭以外に対しては原告製品を販売せず、被告製品が納入されるまで、浪漫亭に原告製品のような焼売容器を納入していたのは原告のみだった。

（3）本件訴訟に至る経緯

原告は、被告静岡産業社に対し、平成30年1月19日付けで警告書を送付し、被告製品の製造販売の中止を求めるとともに、被告製品の販売数量等の開示を求めた。これに対し、被告静岡産業社の代理人弁護士及び弁理士は、被告製品の販売数量を開示するとともに、被告製品の製造のための金型を廃棄した旨回答し、損害賠償金の支払を提示したが、原告との合意には達しなかった。

2．争点

（1）本件意匠と被告製品との類否

（2）無効の抗弁

ア　新規性欠如（争点（2）ア）

イ　創作容易性（争点（2）イ）

（3）黙示の実施許諾

（4）権利濫用・信義則違反

（5）被告ヨコタ東北の過失

（6）共同不法行為

（7）損害の発生及びその額

（8）売買残代金請求

３．本件登録意匠

原告は、「本件登録意匠」の意匠権者である。被告らの商品に対して本件登録意匠に基づく侵害訴訟を提起した。

登録番号　第 1297087 号　　出願日　平成 18 年 6 月 23 日（意願 2006 － 16288）

登録日　平成 19 年 2 月 23 日　　意匠に係る物品　食品包装用容器

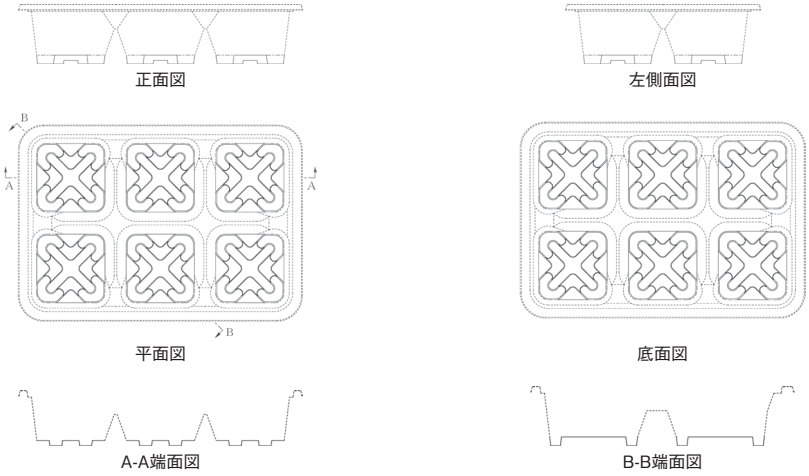

４．被告意匠：別紙１（被告製品）意匠

被告らが別紙１「被告意匠説明書」の焼売用容器（「被告製品１」及び「被告製品２」）を製造販売等した行為に関し、被告らの行為は本件意匠権を侵害するとして、原告が訴訟を提起したものである。

被告らは、平成 28 年１月ころから平成 30 年２月ころまで、以下の意匠を備えた焼売８個用容器（白）及び焼売８個用容器（木目）を製造販売してきた（被告静岡産業社は販売のみ）。

被告らが製造販売する焼売８個用容器（白）で以下の意匠を備えたものを「被告製品１」といい、焼売８個用容器（木目）を「被告製品２」という。

被告意匠１

斜視図

平面図

底面図

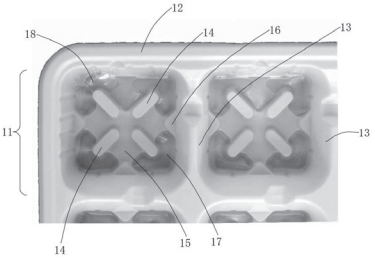

拡大図

用語の説明
１１　収容部
１２　縁部
１３　側壁
１４　突条
１５　段部
１６　凸部
１７　ポケット部
１８　ポケット部

裁判所の判断

1．争点（1）本件意匠と被告製品との類否

差異点についての評価

（1）突条の形状について

差異点のうち、突条の形状に関する差異は、要部に関するものであって、収容部の中央に位置し、その形状から焼売等を直接支える機能をイメージさせることから、需要者が上方又は斜め上方から食品包装用容器を観察する際、最も注目を引く差異であると考えられる。

そして、２本のＸ字状の突条と、４本の非交差で中央に空間のある突条では、美感が異なると言わざるを得ない。

しかし、被告製品の突条も、収容部の対角線上に位置し、その先端が丸みを帯びている点においては、本件意匠の突条と類似しており、突条の幅の太さにも顕著な差はない。また、被告製品の突条の中央部分にある空間の直径は、突条全体の長さの約４分の１であり、突条の空間側の突端も、先端側と同様に丸みを帯びているため、全体として、被告意匠の突条は、X字状の中央部分を欠くもの、X字が変化した形状という印象を与える。

被告ヨコタ東北は、被告意匠の突条が五徳状であると主張するが、一般的な五徳は、その中央部に鍋や薬缶等の調理器具を置くという機能上、比較的広い空間が設けられており、突条の数も奇数であったり、より多数であることが多いと考えられるから、被告意匠を見た需要者の多くが五徳を想起するとは考え難い。

（2）凸部の数及び段部の形状について

凸部の数に関する差異は、要部に関する差異ではあるものの、被告製品の長辺側に位置する収容部の辺には、凸部及び段部の代わりに、被告製品を上方から観察した際、他の三辺における凸部及び段部と同じ位置に、両者を合体させた形状の段差が存在するため、一見して、他の三辺における凸部がある部分と段差との高低差がないこと及び段差とポケット部との高低差が段部とポケット部との高低差よりも小さいこと（段差と突条との高低差が段部と突条との高低差よりも大きいこと）を除けば、凸部がないことにより他の三辺側と大きく異なる印象を与えるとまではいえない。

また、段部の形状についても、本件意匠においては突条によって中央で分断された４つの同じ形の段部が存在するのに対し、被告意匠においては、容器の長辺側を除く三辺側において同じ形の段部が突条の中央部でつながっているという差異があるものの、上記のとおり、突条の中央部の空間は比較的狭く突条が略Ｘ字状であるとの印象を失わせるものではなく、段差と段部の高低の違いを除けば、本件意匠と被告意匠における突条及びポケット部を除いた部分（段部あるいは段差と凸部を合わせた部分）の印象が大きく異なるとまでいうことはできない。

（3）収容部の数について

本件意匠及び被告意匠においては、同じ形状をした収容部が連続して縦横に並べられており、横に３列（合計６個）か４列（合計８個）かという点に差異があるところ、需要者である食品メーカーとしては、一つの容器に納められる焼売等の数に関心があると

しても、上記連続の仕方自体はいずれも食品包装用容器としてありふれたものであるし、容器全体の縦横比（収容部１列分）の違いにより美感に著しい違いが生じるということもできない。

（４）まとめ

以上より、本件意匠と被告意匠との差異点は、いずれも要部に関するものではあるが、その差異が共通点を凌駕するものではなく、本件意匠と被告意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであり、美感を共通にするというべきであるから、被告意匠は、本件意匠に類似すると認められる。

２．争点（７）損害の発生及びその額

（１）意匠法 39 条１項による推定

被告らの主張について

A　推定覆滅

被告静岡産業社は、被告製品における被告意匠の占める部分は、面積比において約 50% であるから、寄与度を 50% とするか、被告製品の販売数量のうち 50% について推定覆滅されるべきであると主張する。

しかし、被告意匠は、被告製品において、需要者の注意を引き、美感に訴えるという点で、最も重要な位置を占めているというべきであり、被告意匠としての面積比が製品全体に対して約 50％であるからといって、寄与度を 50% としたり、50% の推定覆滅を認めるべきことにはならない。

B　実施能力

被告ヨコタ東北は、原告の実施能力につき、被告製品納入前の原告製品１の販売数量が、被告製品１の平均販売数量（約 50 万個）よりも少ないから、原告の損害額の主張は自己の実施能力を超えると主張する。

しかし、平成 27 年５月及び６月の原告製品１の販売数量はいずれも約 51 万個であるし（別紙「原告製品販売数量・単価一覧表」参照。）、原告は、食品用包装容器を多種類製造しており、その中において原告製品の占める割合はわずかであることから、製造ラインを適宜調整することにより、被告製品の販売数量に相当する受注に応じることは可能であったと考えられるから、被告ヨコタ東北の上記主張には理由がない。

（２）まとめ

以上より、被告らは、原告に対し、連帯して、5888 万 7589 円の損害賠償義務を負う。

３．結論

以上より、原告の請求は、被告らに対し、意匠法 39 条１項による損害及び弁護士・弁理士費用として、5888 万 7589 円及びこれに対する平成 30 年３月 30 日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから認容し、被告らに対するその余の損害賠償請求及び被告静岡産業社に対する請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第21民事部　裁判長裁判官　谷　有恒
裁判官　野上誠一
裁判官　島村陽子

判決にまつわる検討

（1）本件は、電子レンジで温めることができるトレイ状の焼売用容器である「食品包装用容器」の意匠権を有する原告が、本件登録意匠について、被告らが、これと類似する意匠を用いて焼売用容器を製造・販売したとして、意匠権侵害に基づく損害賠償、及び原告製品の値下げを理由とする民法709条に基づく損害賠償として、計7217万6858円及びこれに対する民法所定の遅延損害金について、民法719条1項前段により、被告らに連帯支払を求めたものである。

（2）大阪地裁は、被告らによる被告商品の販売行為は、意匠権侵害に該当するとした。被告らは、原告に対し、連帯して、5888万7589円の損害賠償義務を負うとの判断をしたものである。

①本件意匠と被告意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであり、美感を共通にするというべきであるから、被告意匠は、本件意匠に類似すると認められるとし、被告らによる被告商品の販売行為は、意匠権侵害に該当するとした。②無効の抗弁については、現状の原告製品に近いX字状の形状に切り替えた製品のサンプルを納入したのは平成18年8月19日であり、本件意匠の出願後であると認められるから、本件意匠権に、意匠法3条1項の無効理由があるとは認められない、また、当業者が乙1意匠（特開2005－65869号）から本件意匠を容易に創作することができたということはできず、本件意匠権に、意匠法3条2項の無効理由があるとは認められないとした。③黙示の実施許諾については、原告が、被告ら及び浪漫亭に対し、本件意匠権につき実施許諾をしたと認めることはできない、このことは、被告ら又は浪漫亭が原告に対し、実施許諾料に相当する対価を支払ったとは認められないこととも整合するとした。④権利濫用・信義則違反については、原告が、本件意匠権に基づき、本件訴訟において被告らに対して権利行使することが、権利濫用であるとか、信義則に反するということはできないとした。⑤過失の推定について、被告ヨコタ東北が、本件意匠の存在を知らなかったことについて相当の理由があるとは認められず、意匠法40条1項の過失の推定を覆す事情があるということはできない、とした。⑥共同不法行為については、いずれの被告も原告製品の底部のX字状の突条の形状につき原告に何らかの権利があることを認識しながら、浪漫亭も交えて被告製品の試作・改良を行う中で、本件意匠権の存在について調査等することなく、安易に被告製品には権利侵害がないと信じ、被告製品を完成させて販売に至ったものであるから、本件意匠権の侵害行為につき、共同不法行為（民法719条1項前段）が成立するとした。⑦損害の額については、推定覆滅について、被告意匠としての面積比が製品全体に対して約50%であるからといって、寄与度を50%としたり、50%の推定覆滅を認めるべきことにはならないとした。また、被告静岡産業社は、原告が被告製品の納入に気が付きながら放置したことにより、原告の主張する損害を拡大させたとして、過失相殺の主張をしたが、原告において被告らが本件意匠権を侵害していることを知りながらそれを放置したとは認められないので、被告静岡産業社の上記主張には理由がないと

したものである。一方、⑧損害の発生については、被告らによる侵害行為が開始されたのは、実際に侵害品である被告製品が完成し、浪漫亭に対して販売された平成28年1月であると解するのが相当であるとし、被告らの本件意匠権の侵害行為による原告の損害を算定する際に基準となる原告製品の単価は、侵害行為時、すなわち、平成28年1月時点の単価であるとするのが相当であるとし、⑨原告が、被告らと並行して浪漫亭に販売していた原告製品について、被告らの意匠権侵害行為により値下げを余儀なくされたとの、民法709条に基づく原告製品の値下げによる損害額の請求については、原告と競合する製品を製造販売する被告らが、原告の取引相手である浪漫亭に対し、原告よりも廉価で同品質の製品を提供できることを示して取引を誘引しようとすることは、それ自体正当な競争行為の範囲内の行為であり、不法行為に当たるということもできないとし、また、⑩餃子18粒用容器についての売買残代金請求について、被告静岡産業社は、原告に対し、売買契約に基づく残代金の支払義務を負わない、としたものである。

（3）本件は、部分意匠についての意匠権侵害が容認されたものである。部分意匠の寄与度について、被告静岡産業社が、被告製品における被告意匠の占める部分は、面積比において約50%であるから、推定覆滅されるべきであると主張したが、裁判所は、被告意匠は、被告製品において、需要者の注意を引き、美感に訴えるという点で、最も重要な位置を占めているというべきであり、被告意匠としての面積比が製品全体に対して約50%であるからといって、寄与度を50%とすることや、50%の推定覆滅を認めるべきことにはならないとして、推定覆滅を認めなかった点が興味深い。部分意匠について、単なる面積比ではなく、部分意匠の全体意匠における重要度を勘案して判断したものであると思料する。

意匠権を有する原告の製品を見て被告が製品を製造し、同じ業者に納入したことによって、原告が納入できなくなり、侵害が明らかであったが故、これだけの侵害費用を認めたものと思料する。販売数量の多い「食品包装用容器」については、製造販売前に特許権や意匠権の有無を調査することは、不可欠なものであると思料する。

本件登録意匠と被告製品意匠には、①突条の形状、②凸部の数及び段部の形状、③収容部の数、に差異が見られるものであるが、突条の形状以外は原告製品意匠に共通する態様が表れており、木目調デザインまで2種類とも原告製品意匠に表れている態様であるため、製品の実施態様も両意匠の類否判断に影響を与えたかもしれないと推量する。

（C）の点の比較

本件部分意匠　被告製品　原告製品1　原告製品2

（C）本件部分意匠は、収容部の四隅に突条を囲うように設けられた凹部（訴状にいう「ポケット部」を計24箇所有する。
被告製品は、容器全体の中心部の2角に凹部があり（計16箇所）、容器全体の長辺側は大きい1箇所の凹部となっている（計8箇所）